

# 新たな化学物質規制が導入されます

## 労働安全衛生法の関係政令が改正されました

POINT



ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT



化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT



リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT



自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

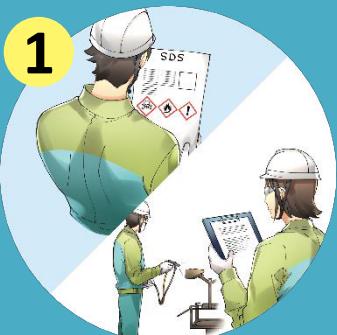
※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

## これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



1

SDS及び作業現場の確認



2

リスクアセスメントの実施



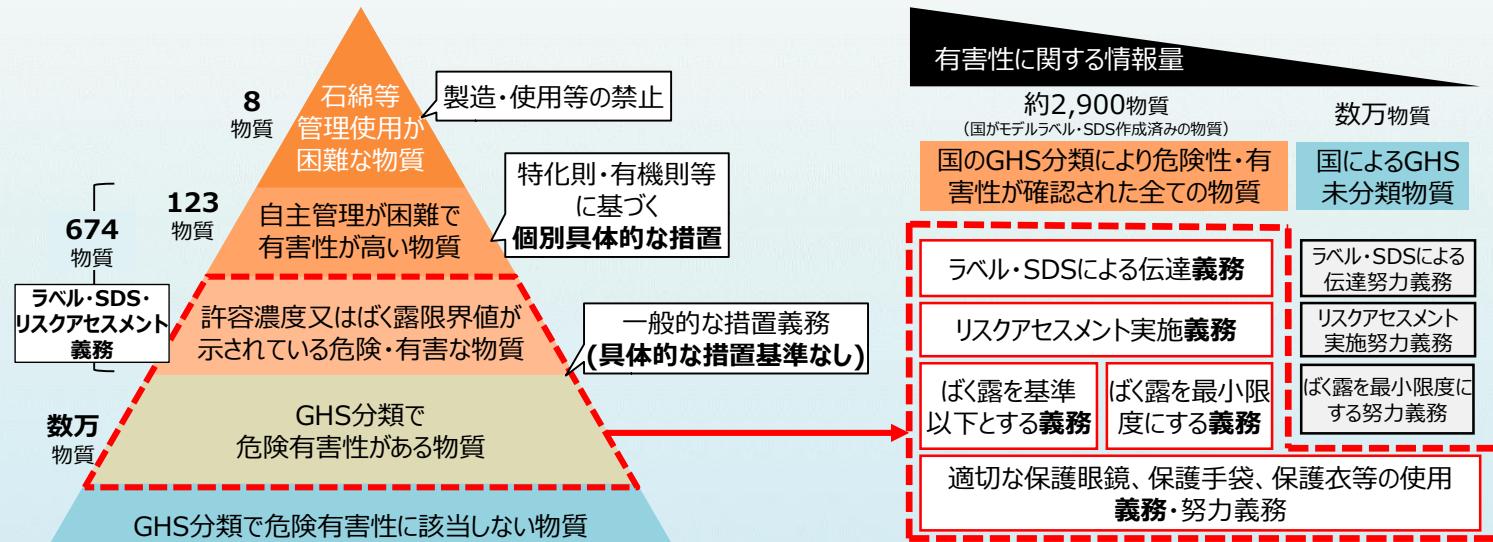
3

保護具の着用  
局所排気装置の設置

## 自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説すること目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



# ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質  
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1に分類された234物質が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外のカテゴリーで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

## リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にはばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

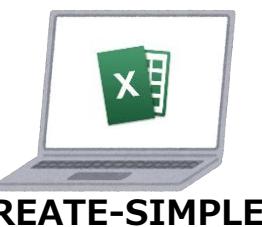
さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

### ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせて行うことが効果的です。

### ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



CREATE-SIMPLE



個人ばく露測定

## ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

## リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聞く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

# 皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、**物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。**



皮膚・眼刺激性  
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を  
引き起こしうる化学物質

## ポイント！

化学物質の種類や取扱い内  
容により適切な保護具は異  
なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

## SDS等による情報伝達が強化されます

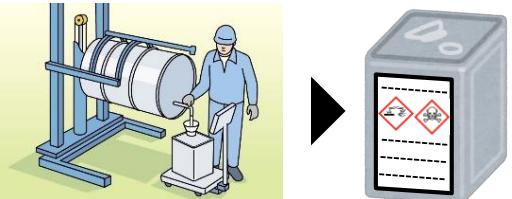
### SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途**及び**当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%**の記載が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）**に確認・更新することが義務付けられます。

### 化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



### 電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法**であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。



電子メール  
の送信



HPのURLや  
二次元コード  
の伝達

## 自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

### 化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、**化学物質管理者の選任**が義務化されます。

#### 【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

#### 【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関する業務に従事させることが義務付けられます

### 衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に  
基づくばく露低減措置

健康診断結果や  
それに基づく措置

### 雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種

# 新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化 学 物 質 管 理 体 系 の 見 直 し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」と拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？	②	
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？	③	
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）	②、③	
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？	②	
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？	③	
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）	②	
	安衛則 第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則 第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？		②
			医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		
実 施 体 制 の 確 立	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則 第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
			濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		
情 報 伝 達 の 強 化	安衛則 第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則 第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則 第35条	雇い入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
そ の 他	安衛則 第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則 第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則 第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？		③
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		
	安衛則 第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
そ の 他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的に行なうことができる事を知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？		③
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		
(注) 施行期日の①～③は以下に対応。 規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。				詳細はこちら	
①2022年（令和4年）5月31日（施行済） ②2023年（令和5年）4月1日 ③2024年（令和6年）4月1日					R4.8

2024(令和6)年4月1日～

## 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

# 皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に 「不浸透性\*の保護具の使用」が義務化されます

\*有害物等と直接接触するがないような性能を有することを指しており、  
JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

## Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ → 詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質（①）**、**皮膚吸収性有害物質（②）**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則 対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
--------------	---------------------	---------------	---------------------



従来通り保護具  
着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質  
1,064物質  
今般新たに保護具着用が義務化。

↑皮膚等障害化学物質  
リストはこちら

### ①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが  
明らかな化学物質  
→**局所影響**（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



### ②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、  
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質  
→**全身影響**  
(意識障害、各種臓器疾患、発がんなど)



## Q：保護具の管理は誰が行うのですか？ → 詳細は第1章第3節を確認

A：保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

### 【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

### 【職務および権限】

- ①保護具の適正な選択に関すること。
- ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- ③保護具の保守管理に関すること。

## Q：保護具を使用しないとどうなりますか？ → 詳細は第2章第1節を確認

A：皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

### 【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

### 【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。

なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していないかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していないことが原因と考えられている。



手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。



Q：保護具にはどのような物がありますか？

→詳細は第2章第2節を確認

A：不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

## 皮膚障害等防止用保護具

- 皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- マニュアルでは、保護手袋のうち化学防護手袋の選定方法などを示しています。
- 化学防護手袋は軍手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋を選定・使用することが重要です。



Q：どうやって適切な保護具を選ぶのですか？

→詳細は第3章第1節を確認

A：以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

## 化学防護手袋の選定フロー

### 手順1 作業等の確認

#### 手順1（作業等の確認）

##### 作業や取扱物質について確認

- 取扱物質が皮膚等障害化学物質か。
- 作業内容と時間はどの程度か。

### 手順2 化学防護手袋のスクリーニング

#### 手順2（化学防護手袋のスクリーニング）

##### 化学防護手袋の材料ごとの耐透過性データを確認し、候補を選定

- 耐透過性能一覧表（参考資料2）で取扱物質を確認。
- 手順1で確認した作業内容・時間を参考に作業分類を確認。
- 作業パターンに適した耐透過性レベルの材料候補を選定。

### 手順3 製品の性能確認

#### 手順3（手袋製品の性能確認）

##### 化学防護手袋の説明書等で製品の具体的な性能を確認

- 材料名、化学防護手袋をキーワードにインターネットで検索する等して参考情報を確認。
- 説明書等で規格、材料、耐浸透性能、耐透過性能等に適しているかを確認。ただし、耐透過性能の情報がない場合は耐透過性能一覧表のデータにより選択して差し支えない。

### 手順4 (オプション)

#### 保護具メーカーへの問い合わせ

#### 手順4（保護具メーカーへの問い合わせ（オプション））

##### 保護具メーカーへ必要な製品の情報を確認

- 必要に応じ、取扱物質、作業内容等を保護具メーカーへ連絡し、化学防護手袋の選定の助言を受ける（必須ではない）。

# 手順1（作業等の確認）

→詳細は第2章第2節第1項を確認

## ●取扱物質が皮膚等障害化学物質か

- 取扱物質のSDSやメーカーのウェブサイトを確認し、「15. 適用法令」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無を確認する。
- SDSの危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが区分1である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。
- SDSの「15. 適用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、「3. 組成、成分情報」の成分名を参考資料1に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



←参考資料1

皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト

製品安全データシート (SDS)  
XXXXXX

1. 化学物質等及び会社情報  
化学物質等の名称 : XXXXXX  
製品コード : ○○○  
会社名 : ○○○株式会社

2. 危険有毒性の要約  
GHS分類 健康に対する有害性

3. 組成、成分情報  
物質 化学物質は一般名 : ○○  
CAS番号 : ○○-○○-○○ 濃度又は濃度範囲 : ○○%  
物質と含有率

15. 適用法令  
労働安全衛生法 : 皮膚等障害化学物質

皮膚等障害化学物質への該当性

## ●皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質か

- 成分の名称と参考資料1の物質リストを照合し、皮膚刺激性有害物質または皮膚吸収性有害物質の欄に「●」の記載がある場合、皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質と判断することができる。
- この場合、不浸透性の手袋などの保護具を着用しなければならない。

## 作業内容と時間を確認

化学物質が、誰に、どのような状況で付着する可能性があるかを確認する。以下の確認シート（例）を参考に確認のこと。

項目	内容（例）	記入イメージ
使用時の状況	これまでの作業で化学物質が手に付着したことがあるか。	はい/いいえ
	付着したことがある場合、手にどの程度付着したことがあるか。	有機溶剤の投入時のたれや飛沫で手の一部に付着するほか、ウエス等で拭き上げる際に手のひら全体に付着する
作業時間	準備、後片付けも含めて化学物質が皮膚に付着する可能性のある時間はどの程度か。 なお、作業時間は化学物質に触れる時間ではなく、化学物質に触れる可能性のある作業を開始してから終了するまでの時間である。	1~2時間程度

## 手順2(化学防護手袋のスクリーニング①) → 詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

スクリーニング手順①：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。

スクリーニング手順②：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表（抜粋）】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

構造分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料 厚さ (mm)	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	チルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
				0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	...	0.062	0.06
316,442	100-02-7	p-ニトロフェノール		○	○	○	○	○	○	...	○	○
502	10025-67-9	一塩化硫黄		×	△	○	○	×	×	...	×	○
480	10025-78-2	トリクロロブラン		×	×	△	△	×	×	...	○	○
360	10025-87-3	塩化ホスホリル		×	×	×	×	×	○	...	○	-

## スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な 耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)	作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しないと想定される作業※3
耐透過性クラス5、6 耐透過性クラス3、4 耐透過性クラス1、2	<p>手を浸漬するなどで手や腕全体が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で手のひら全体が化学物質に触れる作業等、<b>化学物質に触れる面積が大きい作業</b>又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう<b>それが高い作業</b>。</p>	<p>作業分類1以外で、<b>指先</b>に化学物質が触れる作業や<b>飛沫により液滴が手に触れる作業等</b>、<b>手の一部が化学物質に触れる作業</b>又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう<b>それが高い作業</b>。</p>	<p>化学物質を取り扱うが、<b>化学物質に触れることは通常想定されない作業</b>又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、<b>飛沫等がかかるおそれがある作業</b>。</p> <p>本分類では<b>化学物質に触れた際はその時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換する</b>。</p>
作業時間	240分超	60分超 240分以下	60分以下

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

### 作業時間

- 作業時間に応じて、**60分以下、60分超240分以下、240分超**の3つのうちいずれに該当するか確認する。  
※なお、作業時間は化学防護手袋を装着してから脱着するまでの時間。

### 作業内容に応じた作業分類

- 作業内容に応じて、通常時・異常時において、化学物質が皮膚へ付着する状況を考慮し、作業分類を行う。
- 作業分類は、「**作業分類1（接触が大きい作業）**」、「**作業分類2（接触が限られている作業）**」、「**作業分類3（接触しないと想定される作業）**」の3つ。

## スクリーニング手順②：使用可能な材料の確認

- 耐透過性能一覧表から、取り扱う化学物質の情報を「**CAS登録番号**」もしくは「**物質名称**」で検索する。
- スクリーニング手順①で確認した使用可能な耐透過性能を満たす材料を確認し、それらの材料を候補とし、実際の製品を選択する。

### 【混合物取り扱い時の対応】

混合物を取り扱う際は、一覧表の情報や混合物に対する耐透過試験を行う等で、**混合物中の全ての物質に対して、作業時間中に破過しない材料から手袋を選定**する。しかし、全ての物質に対して60分以上の材料が存在しない場合は、対応方針を検討する。考え方の例は以下のとおり。

**例1) 混合物中の複数の化学物質に対する破過時間が最も長く使用できる材料**から手袋を選定する  
混合物中の皮膚等障害化学物質に該当する**複数の化学物質に対して最も良い耐透過性能を示す材料**を選択する。使用する際は、選択した材料の手袋のうち最も短い耐透過性能を示す物質の作業時間以内に交換する。

**例2) 混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう、複数の材料の手袋を重ねて選定する**

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質のいずれについてもスクリーニング手順1で整理した使用可能な耐透過性能を満たすように、**複数材料を選択**する。使用する際は、**選んだ複数の材料の手袋を重ねて使用**する。

## 【混合物の選択例 1：耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	バイトン/ ブチルゴム	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
		厚さ (mm)	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	0.3	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム (III)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1330-20-7	キシレン		×	△	-	×	△	×	◎	◎	◎	◎
149-57-5	2-エチルヘキサン酸		○	○	○	△	○	△	△	○	○	-
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	○	×	△	△	○	○
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル		○	○	○	△	○	△	○	○	○	○
96-29-7	ブタン-2-オノ=オキシム		○	○	○	×	○	△	-	○	-	-

混合物中の化学物質に対する耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する。

混合物に対して、全ての物質に対して  
**耐透過性能を示す材料を選択**する。

具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ 全て△以上の耐透過性を有する**ブチルゴム (0.35mm)** もしくは**バイトン/ブチル (0.3mm)** の材料の手袋を使用。
- ✓ △でよいかどうかは、手順 3 の表で確認する。

## 【混合物の選択例2：いずれも透過しないよう複数の手袋を重ねて選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	バイトン/ ブチルゴム	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
		厚さ (mm)	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	0.3	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム (III)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1330-20-7	キシレン		×	△	-	×	△	×	◎	◎	◎	◎
149-57-5	2-エチルヘキサン酸		○	○	○	△	○	△	△	○	○	-
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	○	×	△	△	○	○
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル		○	○	○	△	○	△	○	○	○	○
96-29-7	ブタン-2-オノ=オキシム		○	○	○	×	○	△	-	○	-	-

混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう複数の材料を選択する。

作業時間、作業分類から必要な  
**耐透過性能に応じて材料を選択**する。

化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ ◎の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「◎」となる）：
- ニトリルゴム (0.45mm)と多層フィルム (LLDPE) (0.062mm) を重ねて使用
- ✓ ○の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「○」となる）：
- ニトリルゴム (0.2mm)と多層フィルム (LLDPE) (0.062mm) を重ねて使用
- ✓ △の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「△」となる）：
- ネオプレンゴム (0.18mm) とPVA (-) を重ねて使用

※ LLDPE (Linear Low Density Polyethylene) は直鎖低密度ポリエチレンの略。  
EVOH (Ethylene-vinylalcohol copolymer) はエチレンビニルアルコール共重合体の略。  
※ 上記の組合せ以外にも他の材料を選択することが可能。

## 手順3：製品の性能確認

→詳細は第2章第2節第3項を確認

### 【製品の性能確認】

#### ① 規格

- ✓ 製品がJIS T 8116（化学防護手袋）又はASTM F 739、EN ISO 374に適合しているものかを確認する。
- ✓ JIS T 8116は化学防護手袋の性能に関して、試験方法等を定めているものであり、基本的にはJIS T 8116に準じている製品を使用することが望ましい。
- ✓ 海外製品ではASTM F739に準じていることがあるが、JIS T 8116と互換性のある規格であるため、使用して問題ない。また、EN ISO 374については、透過速度の考え方が多少異なるが、概ね同等と扱ってよい。

#### ② 材料

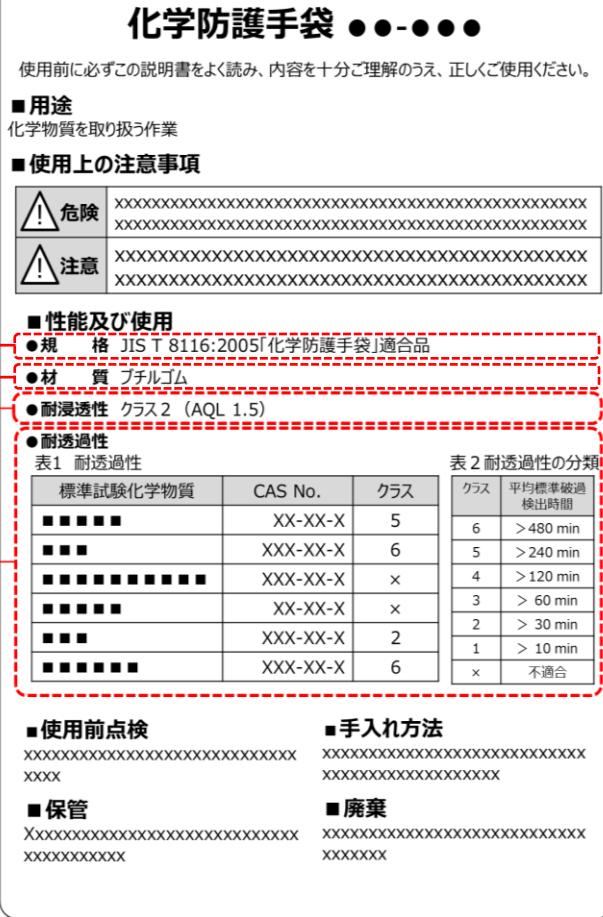
- ✓ 材料がスクリーニングで絞り込んだものと一致しているかを確認する。また、厚さについても併せて確認する。
- ✓ 製品によっては商標名で記載されているものもあるため、注意が必要である。

#### ③ 耐浸透性能

- ✓ 耐浸透性能のクラス（クラス1～4）を確認する。

#### ④ 耐透過性能

- ✓ 耐透過性能のクラス（クラス1～6）を確認する。
- ✓ 取り扱う化学物質の有害性や作業内容・時間を考慮し、十分な耐透過性クラスを有しているかを確認する。耐透過性能に関する情報が得られない場合は、耐透過性能一覧表のデータにより選択して差し支えない。



### 手順4（オプション）：保護具メーカーへの問合せ →詳細は第4項を確認

#### 【保護具メーカーへの問い合わせ】

- ✓ より高度な管理のため、より詳細な情報を入手したい場合などについては、**必要に応じて保護具メーカーに問合わせることも考えられる（必須ではない）。**
- ✓ 問合せ時、取扱物質製品のSDSとともに右記の項目等について連絡するとよい。

項目	内容
対象	化学防護手袋の製品名、型番
取扱物質	性状（固体/液体/気体） 物質名 CAS登録番号 各物質の含有率
作業	作業内容 作業時間

# 化学防護手袋の使用 チェックリスト → 詳細は第4章を確認

■ 化学防護手袋を使用する際には以下の項目等に留意しましょう

して確認してみましょう

## 使用前の留意点

### 着用前の傷・穴あき確認

新品であっても傷や穴が空いている可能性がある。

#### 【作業者】

手袋を開いて空気を入れ、袖口部分を折り返し、手袋内部の空気を閉める方法等で、漏れがないかを確認する。

### サイズ、アレルギーの確認

手袋のフィット感は作業性に大きく影響する。  
また、手袋の材料によってはアレルギー反応を引き起こすことがある。

#### 【作業者】

事前に数種類のサイズの手袋を試着し、手にあっているかを確認。  
また、事前の試着時に皮膚に異常がないかも併せて確認する。

### 手の状態確認

手袋は爪等の内部要因によって亀裂が入ってしまう可能性がある。  
手に傷がある場合、傷から化学物質が侵入してしまう可能性がある。

#### 【作業者】

爪を適切に手入れすること  
着用前には手を洗い、汚れを落とすこと  
また、手の傷を確認し、必要に応じて医療機関を受診する。

## 使用中の留意点

### 設定した使用時間・方法を守る

手袋の選定時に設定した使用可能時間や使用方法を逸脱した使用は、化学物質の透過、浸透により手袋内部に侵入する可能性がある。

#### 【保護具着用管理責任者】

事前に使用可能時間、使用方法を設定し、それらを作業者に周知する。

#### 【作業者】

設定された使用方法から逸脱せずに使用する。一度でも磨耗、突刺し、引裂き、切創等の外的ダメージを直接受けた、またはそのおそれのある化学防護手袋は、たとえ外観に損傷がなくても、保護具着用管理責任者に申し出て交換する。

### かぶれやかゆみが生じたら使用をやめる

化学物質は気づかぬうちに手袋を透過・浸透している可能性がある。

#### 【作業者】

手や腕にかぶれやかゆみ等が生じたら、使用をやめ、すぐに手を洗う必要がある。その後、管理者へ報告し、管理責任者へ報告し、指示を仰ぐ。

#### 【保護具着用管理責任者】

管理者や管理責任者は必要に応じて医療機関の受診を勧める。

### 化学物質のたれを防止する

蒸気（ガス）状の化学物質も含め、化学物質が袖口から侵入する可能性がある。



#### 【作業者】

作業に応じて袖口を不浸透性のテープで止める等の対応が必要である。

## 使用後の留意点

### 化学物質が付着しないように手袋を脱ぐ

手袋を脱ぐ際、手袋に付着している化学物質が身体に付着する可能性がある。

化学物質の付着面が内側になるように手袋を脱ぐ。



# 化学防護手袋の保守管理 チェックリスト

■ 化学防護手袋を保守管理する際には以下の項目に留意しましょう

→ 詳細は第5章を確認

して確認してみましょう

## 保管時の留意点

### 予備の手袋を常時備え付ける

手袋は状況によって、**穴が空いてしまう等で使用不能**になる可能性もある。

#### 【保護具着用管理責任者】

事業場に備え付けてある**保護具の在庫を定期的に確認し、定数より多く用意**する必要がある。

手袋製品の使用時間は、手袋メーカーにより示された性能に基づき、480分以内とすることや科学的根拠に基づき設定すること。

### 新鮮な環境で保管する

手袋は周囲の環境によって、性能に影響を受けることがある。例えば、湿気の高いところに保管してあると、手袋が次第に劣化してしまい、性能低下を引き起こしてしまうなどである。

## 廃棄時の留意点

### 二次ばく露の防止

手袋を脱いだ後、適切に処理をしないと、使用後の手袋から化学物質にばく露する可能性が生じる。

#### 【保護具着用管理責任者】

事業場内での廃棄ルール（例えば、**定められた容器または袋に入れ密閉する**）を定め、作業者に周知する。

#### 【作業者】

作業者はルールを遵守する。

### 定められた場所、方法での廃棄

化学物質が付着した手袋は一般のごみとしては廃棄でない。**必ず産業廃棄物として廃棄**する必要がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）や自治体の条例等に従い、廃棄することが必要となる。